

■ 第2回新潟市人権教育・啓発推進委員会

日時：平成25年9月24日（火）

午後3時3分～午後5時10分

場所：新潟市役所 第1分館5階501会議室

（司会：武者市民相談室長）

ただいまから、第2回新潟市人権教育・啓発推進委員会を始めさせていただきます。

本日は、ご多忙のところお集まりいただきまして、大変どうもありがとうございました。

私、事務局広聴相談課の武者と申します。

本日も、引き続き、よろしくお願いいたします。

最初に、広聴相談課佐藤課長より、あいさつを申し上げます。

（佐藤広報相談課長）

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ありがとうございます。2回目の委員会になりますけれども、本日もよろしくお願いいたします。

第1回目の委員会では、委員会の趣旨、方向性を説明させていただきまして、あわせて市民意識調査の質問項目について、ご議論いただきました。前回の会議でいただいたご意見、そして第1回の会議後にいただいたご意見を市役所内部の人権教育・啓発推進会議のメンバー18課に伝えまして、検討してもらい、新たな事務局案をまとめたところです。本日の委員会では、この事務局案について、再度ご意見をいただきたいと考えております。皆様からは、第1回委員会に引き続き、専門的なお立場から、また市民の代表として活発なご意見をいただきたいと思っております。本日もどうぞよろしくお願いいたします。

（司会：武者室長）

この委員会は公開するというので、前回、説明させていただきました。本委員会の傍聴に関する要綱に基づきまして、手続きいたしました、本日、1名の傍聴人がおられます。よろしくお願いいたします。

また、今回の会議録も市ホームページに掲載する都合上、録音させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず最初に、資料確認をさせていただきます。最初に、第2回人権教育・啓発推進委員会の次第でございます。次に資料1として委員会の席次表と裏面が名簿になっております。資料2-1として、細かいのですが、皆様方から出していただいた意見をまとめたものでございます。先日A3のものをお送りいたしました、それと同じものでございます。

1か所だけ訂正させていただいております。神林委員の枠の上から三つ目、問22とございます。そのところは少し質問的な感じだったものですから、最初は入れておりませんでした。これも入れさせていただきました。後ほど、ご確認いただきたいと思います。資料2-2は、皆様方から出していただいた意見を設問別に整理したというものでございます。裏面もございまして、ご確認いただきたいと思います。最後、資料3でございます、先ほど課長からもお話がありましたとおり、皆様方のご意見と庁内推進会議という会が、人権教育・啓発庁内推進会議といいますが、うちも入れて18課でございます。そちらのほうに打診しまして、また意見を取りまとめたものでございます。ピンク色が、皆様方からのご意見、緑のものが庁内推進会議から出た意見というものでございます。資料につきましては、以上でございます。よろしいでしょうか。

それでは、本日の会議は、午後5時までということで予定しております。

これより、相庭委員長から議事進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(相庭委員長)

最初に、遅れて申し訳ございませんでした。

それでは、議事進行を務めさせていただきます。本日も、皆様方のご協力、また活発なご意見等よろしくお願いいたします。

まず、第1ですが、議事次第に則していきます。事務局から説明ということで①ですが、委員の意見についてということと、事務局修正案についてというものがございます。それでは、資料3の調査票を本日の会議で基本的には完成させるということを経営で目指しているという話なので、まず調査票です。事務局案の次第3-1、事務局の説明からよろしくお願いいたします。

(事務局：加藤)

事務局の加藤です。どうぞよろしくお願いいたします。

まず、資料2-1につきましては、先ほど、武者のほうから説明しましたが、皆さんからいただいたご意見になります。これを一覧表にしたものです。資料2-2なのですが、皆様からいただいたご意見を設問ごとにあわせて、細かい内容は記載できませんけれども、設問にまず落としてみたというものが、資料2-2になります。これがある意味、今日の目次的な部分になるかと思っております。

資料3ですが、資料2-2を基に調査票の中に落とし込めたものが資料の3になります。1枚はぐっていただきますと、2ページ目右側になるのですが、こちらの問4のところは吹き出しで、「侵害」か「差別」かというような吹き出しがございます。これが皆様から、前回の委員会の際、または宿題としてご意見いただいたものを、こういう吹き出しの形で入れさせ

ていただいております。矢印で「侵害」のままというような表示がございますけれども、これにつきましては、事務局の案という形でございます。また、下のところですが、親と子を分けてはどうかということに対して、事務局案としては分けるということで、下のところに子の欄を設けまして、8というようなピンク色のマーカーをつけさせてもらっております。このピンク色のものがご意見を基に事務局案で分けたということになります。

次のページをはぐっていただきますと、3ページですが問5のところの緑のマーカーがございます。設問の回答項目の選択枠の中で、1番、誰にも相談せず我慢する。7番のところ少し文字がずれていて申し訳ないのですが、今まで新潟県のところは、県や新潟市に相談するだけだったのですが、新潟を入れたということになるのですが、これは庁内推進会議で、皆様のご意見をいただいたものをまた意見を徴したときに新たに出された意見ということになります。本日の資料ということで打ってはいないのですが、資料3のあとに、実は、「新潟市人権に関する市民意識調査」ということでもう一冊ございます。これが、前回の調査を行ったもの、そのものの調査票になります。これの3ページを見ていただきますと、基がどうだったかということが分かるかと思ひまして、前回の調査票を用意してございます。

問5の中の1番は、最初は黙って我慢する、これを今回は誰にも相談せず我慢するというような形に変えたらどうかということでございますので、項目によっては、この前の調査票と見比べた中で見ていただくと分かりやすいのかなと思っております。

資料3の4ページですが、問8の中に赤いマーカーがございます。これはさせるということでマーカーがついております。これも、以前の調査票を見ますと、前回の委員会のご意見をいただきましたけれども、充実するということはどうなのかという中で、文言の統一を図ったということで、今回、させるとなっております。

それから、5ページの間9の緑のもの。これは見え消しにしておりますけれども、1番の親・同居者のしつけでの体罰というところで、しつけでのという部分を削ったらどうかという案です。しつけだけではないというようなことになるかと思ひます。それから、3番の選択枠のところにご意見がありました、インターネット上の書き込みも含むという追加をしたらどうかというご意見です。これに対して、事務局案としては追加するという加えております。それから、9番につきましては、校則による規制などということで、前回の委員会のご意見を基に、関係庁内推進会議のところへ投げたわけですが、その中の意見としましては、1番から8番まで、これについては明らかに人権問題と言えるのだけれども、9番が人権問題に反するようなものと一概に言えるのかどうか。並列していいものかどうかなという疑問があるということで、ここについては、再協議が必要かなということで、※をつけて再協議が必要という形で意見を付けさせていた

いております。

問 10 ですけれども、これもまた文言の統一です。6 ページになりますけれども、また、文言の統一でさせるということ、それから 2 番のところですので、救済策を福祉施策に変更してはどうかというご意見がありました。これは、次の 7 ページの障がいのところで、私どもの修正案が障がいのほうでは福祉施策としておいて、高齢者のほうには福祉施策ではなく、救済策としていたということで、これも整合性部分も含めてどうなのだというご意見でございました。そういう意味では、障がいのほうとの兼ね合いもあるのですけれども、福祉施策というように形で大きくとらえた場合に、ソフトの面も、ハードの面も、すべてが福祉施策というくくりになるということで、後半にもありますけれども、この項目とこの項目はここに含まれるのではないかというような話になっていますので、言葉を整理したうえで、2 番の救済策のままという形にした事務局案としました。

7 ページの障がいのほうですけれども、問 13 で質問の中に障がいとある 1 段目の後に、(身体・知的・精神) という区分を追加したらどうかというご意見がありましたので、これを追加させてもらうということで、事務局案でございます。それから、選択項目の 2 番のところに、保育園や学校に希望どおり受け入れてもらえないこと。これにつきましては、前の調査票と見比べていただいたほうが分かりやすいと思います。前の調査票の 7 ページと同じになりますけれども、前は保育園や学校に受け入れられない、あっても受け入れ体制の不備があることという表現でしたけれども、これを緑の部分の表現でいかなものかというものです。

問 14 ですけれども、させるという語尾と、福祉施策、救済策の問題、それから福祉施策を救済策に戻すことによって、11 番の地域でのケア体制を充実するという、分かりやすいといえますか、選択項目が出てくるというように考えております。

次の 8 ページですけれども、問 15 のところで、日本の社会にという言葉を追加したらどうかということで、これを追加させてもらうという案です。あわせて、言葉の表現の問題なのですが、緑マーカーのところでは存在があることというような言葉を追加させていただきました。

9 ページですけれども、これにつきましては、文言の統一でさせるに修正しました。

10 ページですけれども、問 22 の中で、見え消しになっていますが、9 の選択枠のところで、生活に必要な情報うんぬんということで、これは前回、お出しした事務局案ですけれども、これを修正させていただいた形で、下の項目、社会保障制度や税金の仕組みなど生活に必要な情報の提供や説明が十分であることという言葉に置き換えさせていただきました。この趣旨としましては、先ほどの福祉施策ということと同じようなことなのですけれども、できるだけ選択する項目が具体的になっている、そういう部分で整理されたほうがいいだろうという中で、選択枠の 6 についてはハード面、7 番は人的支援、9 番として公的制度など情報伝達手段を視点と

した形で列挙したほうが分かりやすいのではないかということで、文言の整理をさせていただきました。

それから、11 ページは、また文言の統一でさせるに修正しました。12 ページ、ホームレスです。これにつきましては、前回の委員会のご意見をいただきましたけれども、今回はこれを入れるのはどうかというようなお話をいただきました。前回の調査のときには、その当時の問題として、大きな問題となっておりますけれども、できあがりました今の計画の中では、ホームレスの問題というのが、計画の中のさまざまな人権というところの中に位置づけられておりますので、設問数といいますか、質問数をなるべく増やさない中で、さまざまな人権という部分で意見を聞くような形にしたらどうかという事務局案です。これを削りますと、以降の項目とか、設問番号が繰り上がるのですけれども、これにつきまして、それをいじると分かりにくいので、このままとさせていただいております。

13 ページ、インターネットの関係なのですけれども、問 30 でコンピュータやスマートフォン、携帯電話でのというようなインターネットのもう少し具体的な項目を入れたらどうかということのご意見をいただきました。これについて追加するというので加えております。また、選択枠の中で2番、子ども同士の中傷の書き込みや仲間はずれをする場になっていること、これを加えたらどうかというご意見をいただきました。これも加えたらどうかという事務局案です。

14 ページですけれども、こちら問 31、文言の統一でさせるに修正しました。もう一枚、はぐっていただきまして、15 ページ、13 自由意見ということなのですけれども、ここの中で、さまざまな人権問題についての意見をいただきたいという項目でございますが、ここで先ほどのホームレスを入れさせてもらったということ。それから、今、問題になっているインターネットの問題を別項目で取り上げていますので、インターネットでの人権侵害を逆に削除すること。それから、労働問題に関しての設問を設けてはどうかというご意見をいただきましたが、これにつきましても、この中で職業差別や公正採用問題など労働問題にかかわる人権侵害というような形で、一文を入れさせてもらうことでどうかという事務局案でございます。

それから、福島に対する差別というご意見がございましたが、これにつきましては、この下に書いてあるとおりで、一応、設問は設けないということです。今、読み上げませんけれども、後でお読みいただきたいと思います。

16 ページですけれども、緑のマーカーでございます。以前の調査のときは、新潟市はまだ区政を引いておりませんでした。今回、政令市になっておりますので、どこの区ですかというもの一つだけ入れさせていただいたと、追加項目です。

最終ページになるのですけれども、問 39 としまして、あなたは、子ども、高齢者、障がい者

など質問項目に問われた状態の人とのかかわりを持っている、もしくはかかわりを持ったことがありますかということで、そういうかかわりがあった方の回答なのかどうか、そういうものを項目として設けてはどうかというご意見がございました。それに対して、事務局案としては、加えるというような形で整理させていただきました。

以上が、資料3の修正、追加の部分も含めての説明になりますので、ご議論のほうをよろしくお願いいたします。

(相庭委員長)

ありがとうございました。ただいま、事務局からご報告がありましたとおり、資料3の調査票、事務局修正案について完成したいということでございます。まず、ただいまの説明につきまして、全体を通して質問を取るほうがいいわけですね。まず、全体を通して、何かご質問があるかどうかを聞いて、その後、各資料について、ページから検討ということでお願いしたいかと思えます。まず、事務局案の説明がございましたが、①委員の意見、それから事務局修正案についての説明、全体を通してご質問ございませんでしょうか。個別な質問というより、まず全体的なものです。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。もし、お気づきの点がございましたら、それでは資料3について、最初のページから見ていきたいと考えます。まず、最初ですが、表紙です。そこから確認を入れていきたいのですが、まず表紙ですけれども、お気づきの点はございませんでしょうか。

(室橋委員)

今回、サンプルの数とか、どのくらいを予定されているのですか。

(事務局：武者室長)

今のところ、3,000を予定しております。前回、平成18年度で2,500でございました。

(室橋委員)

予想どおりやっても、全部は把握しきれないのですけれども、2,000、3,000、千いくつということで、県内の11市1村で進めておりますけれども、人口比との関係だとか、これが多いか、少ないかということもあるのですけれども、そのあたりはどうでしょうか。

(事務局：武者室長)

私ども、勉強不足で大変申し訳ありませんけれども、いわゆる医学関係のこういった調査でしょうか。そういったときにおおむね1,500ほどのサンプルがあれば、大体平均的な意識調査ができるというようなことを、実はみつけたのです。前回、平成18年度の回収率が52パーセントでございました。今回、3,000にすれば半分の1,500はほぼ取れるかなという希望的なところなのです。それで1,500のサンプルを回収できるとしたら、ある程度、意識調査としては成り立つのかなというような考え方でありまして。各市町村で人口比率は、80万あるから、その

比率にしてよということではなしに、そういったことで大元を考えましたし、前회가 2,500 でございました。その 52 パーセント、今回、3,000 の 50 パーセント 1,500 くらいの回収ができれば、大体、平均的なものが取れるかなと。そういった意識調査としてある程度評価できるものといったことを考えまして、この数字にした次第でございます。

(室橋委員)

地域的な偏重だとか、年代的な取り方だとか、さまざまなサンプリングの仕方が出てくると思うのですけれども、それとの関連で、数は多少多くてもかまわないと思っています。例えば、上越とか、ああいうところは旧市町村が各地区になっているものですから、そこに割り当てて、そのトータルがサンプル数になるものですから、必ずしも 3 けたの割り切れる数字ではないのです。そういったこともあって、取り方というのは、それなりの人口比やら、構成比やら、似たようなもので積み上げる方法もあるのではないかと思ったものですから、多いか、少ないかといえ、少し少ないかとは思いますが、サンプリングの仕方によって、少し変わってきてもいいのかと思ったのですが、そのあたりどうですか。

(事務局：武者室長)

確かに多く取れば、それだけの吸収できる、少数意見というようなものも出てくる可能性はあるかとは思いますが、いかんせん、全市民に対してお願いしたとしても、なかなか回収率も上がらないだろうし、その中で平均的なものを取るという、平均的な意見をお聞きするという調査でございますので、今のところ、これくらいのサンプルといえいいか、依頼をするような人数でよろしいのかなということ。あまりいい答えにはなりませんけれども、そのように考えている次第です。確かに人口的比率からして、何パーセントがいいのだろうというようなこともあろうかと思いますが、今のところ 18 歳以上の市民を無作為で抽出いたしまして、調査をお願いするということにしております。

(相庭委員長)

今のご説明でよろしいでしょうか。ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に進みたいと思います。1 ページ目をめくっていただきまして、問 1 から問 3 まででございます。ここは修正なしということでございますが、いかがでしょうか。何かお気づきの点はございませんか。よろしいですか。あまり議論になるような質問ではないと思いましたが、大丈夫でしょうか。

続きまして、2 ページ目でございます。問 4 でございますけれども、ご意見はいかがでしょうか。親と子を分けてはどうかということで、分けるという形でありました点が一つと、侵害か差別かというのは、侵害のままということでございますが、よろしいでしょうか。この点についてございませんでしょうか。

(高橋委員)

すみません、問4のほかのところなのですけれども、今、改めて親と子を分けるというのはいいご意見だなと思って考えていたのですが、誰からという項目が10あります。これですべて網羅されているのかなということが、少し不安な点です。どのような人権侵害をというの、⑩その他があるので、ない場合はその他に書けるのですけれども、もちろん誰からもその他に書けばいいのかもしれないのですが、不特定な何かといいますか、そういうことというのはないでしょうか。なければいいのですけれども、どうなのかなと、ふと誰からの欄ですが、どういったものでしょうか。何か得体の知れない何かを恐れているといいますか。

(伊原委員)

今、高橋委員のご意見に触発されてなのですけれども、おっしゃるとおりだと思います。というのは、例えば、犯罪被害のケースを考えると、全く見も知らない第三者から侵害を受けるケースもあるわけです。その場合、誰からに全く知らない人というのは入っていないので、やはりその他の欄というのはあったほうがいいのではないかと思います。

(相庭委員長)

そうすると、わき側にもう一つ出して、その他という形で。

(事務局：佐藤課長)

その他でいいのでしょうか。

(事務局：武者室長)

どのような人権侵害をの下に、一番下に⑩のその他がございます。それがすべてのどのような人権侵害をから外れたその他で、誰からということも外れたその他で、例えばありましたら、その欄には文書で記載をお願いするというような意味合いにはしているのですけれども、その辺を説明する必要があるかもしれませんけれども、今のところそういった考え方をしております。だれからというより、不特定多数の方から人権侵害を受けるという場合もあろうかと思えます。そういった方については、例えば、インターネットでこういった感じで見ず知らずの方から侵害を受けましたみたいなものを文書で記載していただくこと。ある程度、大まかなものを、上の表の中で○を振っていただくかなということは、考えているものでございます。

(伊原委員)

今の事務局の説明のご趣旨は分かりました。恐らく工夫されるのだと思うのですけれども、この表での書き方ですと、⑩その他というのが、どのような人権侵害をという問いかけだけにかかっているように見えますので、そのあたり記載方法を工夫なされるということで。

(田邊委員)

やはり違いますよね。

(相庭委員長)

少し分かりにくいですね。確かに、ご指摘は委員から高橋先生や皆さんからご指摘があったように、これで書けというのは難しいと思います。

(事務局：佐藤課長)

ここの縦列だけでは確かに。

(事務局：武者室長)

ここに上記に当てはまるものがない場合と。

(高橋委員)

工夫していただけるのですよね。

(相庭委員長)

どのような人権侵害かは書くかもしれないけれども、誰からを書くということは難しいかもしれません。

(高橋委員)

不特定な何かでも。

(事務局：佐藤課長)

ここに当てはまらないものがありましたら自由記載にするみたいな。

(高橋委員)

その一言を加えるだけで、この上の表の中に入らないものがあつた場合は。

(伊原委員)

⑪の項目を取ってしまえばいいですね。

(事務局：武者室長)

それでは、※上記にあてはまらない場合等、差し支えなければお聞かせくださいのほうがいいでしょうか。かえてそのほうが分かりますね。

(相庭委員長)

では、そういったことの修正でお願いいたします。そのほか、お気づきの点をお願いします。

(室橋委員)

これは別に反対ということではないのですけれども、誰からということになっていまして、多分、ステージを意味しているのだと思うのです。友人関係、家族親戚関係だとか、親子関係だとか、国から差別されているとか、県市町村から差別されているという感じになると、適切かどうかというところで、どういったものなのですか。多分、前回も同じようにやられるのですから、前回、どういった議論だったか、あればお聞かせいただきたいと思ったのです。どのような場で差別があつたのかと。

(相庭委員長)

いかがですか。前回と基本的には同じように踏襲した質問項目なのだけれどもという前提においてのご質問でございます。

(室橋委員)

前回の議事録の中に出てこないものですから、ひょっとして何かあったのかと。

(事務局：武者室長)

前回の意識調査の資料ですけれども、前回、第1回の会議資料につけさせていただいたのですけれども、その中の17ページにあります。これは集計表でしかないのですけれども、国、県市町村というのは、パーセントとしては、一番上2.3パーセント、3.7パーセントということでありまして。その内容について、どういうものかということは。

(室橋委員)

ここに書いてある趣旨は分かるのです。つまり受け止め方というのは、書く人によって随分違うものですから、自分は嫁としてこう考えるとか、子としてこう考えるという主体的に書いてくると思うのです。そういう意味では、子どもに差別されているという現場というのは、多分、出てきてもおかしくないと思うのです。そういった意味では、この表記はありだろうと思うのですけれども、こちらはどのような人権侵害をお受けでありますかと。どのような場面ということになるのではないかという気がするのです。そうしたときに、親とか、子とかというのは、多分、家族、親せき、知人、友人みたいなことになるのかと思いました。誰からというときに、国とか、県とか、企業とかということになると、果たしてこれでいいのかなと。行政がということも、多分、あると思うのです。そういった差別もあると思います。

(小林委員)

一般的な市民の考えからいくと、国とか、県というのは、完全に行政だと、私などは受け取ってしまっていたのですが、そうではない場面もあるということですよ。

(室橋委員)

多分、それを想定しているのだと思うのです。決して、これに反対するだけではないのですけれども。

(小林委員)

もしだったら、行政を括弧で県とか国とか分けたりということと、また違うのですか。本当にこれは行政という意味ですか。どうなのでしょう。

(事務局：佐藤課長)

その人のとらえ方なのですよね。それを回答した人がどうとらえたかまで聞いていないので、それになぜこのパーセンテージが上がってきて、私などは、個人的に考えると、国の職員と

か、そういう意味も入るのかなと。

(小林委員)

行政というのは、特に職員です。市役所とか、そういう意味です。

(事務局：佐藤課長)

そうですね。個人なのか、組織なのか分からないけれども、多分、組織というよりは国の職員という。

(小林委員)

そうですね。その対応の仕方とかということですね。

(事務局：佐藤課長)

多分、そういうことだと思うのです。

(田邊委員)

行政で一括りにするよりも、このほうがかえて分かりやすいのではないのでしょうか。

(小林委員)

みんな含まれているということになるのではないですか。分かりやすいという意味はそうですね。包んでいる。

(田邊委員)

行政でこうなるよりも、一つずつこうなっていれば理解しやすいのではないかと思うのです。

(小林委員)

こだわらなければそのままがいいと思うのですけれども。

(事務局：加藤)

前回の調査の回答の中でも、回答で挙がっている項目としては、義務外の事柄の強要とか、権利妨害とか、差別待遇だとか、そういったところが行政から人権侵害を受けたという部分で挙がってきていますから、項目としては必要だとは思いますが、その中でも国と県・市町村という身近なところということで分けたほうが分かりやすいのではないかと、分けたのだと思います。思うというと失礼ですけれども。

(相庭委員長)

このままの形でよろしいですか。

続きまして、3ページの間5ですが、ここの全体はいかがでしょうか。修正しているのは、我慢するということに、誰にも相談せずと、7の県の前に新潟を入れたというのが修正でございますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、続きまして、4ページ2のところでございます。女性の人権に関する問題についておたずねしますということですが、問7、問8で、問8のほうに充実させるということで、全部で4か所ほど1、2、6、8と

いうところが修正されていますが、これを含めていかがでしょうか。

(伊原委員)

まず、問7についてなのですが、あてはまる番号を三つ以内で○をつけてくださいという設問の形式になっておりますが、あてはまる番号を三つに限定するご趣旨って何でしょうか。というのは、あてはまる番号すべてではなく、三つ以内に限定するご趣旨というのは为什么呢。

(相庭委員長)

全部当てはまると。

(伊原委員)

そうなのです。

(相庭委員長)

そういう方もいらっしゃいますね。

(伊原委員)

といいますのは、今、私が質問させていただこうと思った趣旨は、まさにそこでありまして、1から8までみんな人権侵害だなどと率直に思いました。ただ、この中で三つ以内だけ○をつけるとなると、外されたものについては、4番目以降のものについては、どれも人権侵害に当たらないという回答を消極的にしているということになるかと思うのです。ですので、この場合はあてはまると思う番号すべてに○をつけてくださいとあるのが適切なのかと思いました。

そことの比較なのですけれども、問8です。これももちろんできればあてはまる番号すべてとするのほうがいいかと思うのですけれども。ただ、施策の問題ですので、例えば、優先すべきと思う課題、上から三つ、○をつけてくださいとするのは、それは方向としてありなのかと考えました。ご意見いかがでしょうか。

(事務局：武者室長)

先ほど、伊原委員から言われたとおりなのですけれども、この中でも優先順位をつけたい。ご自分で体験としている中で、上から三つをまず挙げていただきたい。その違う方、違う方ということで、それぞれで違ってくるだろうと。その中で、具体的には問7に関しては、8番目までが、まず具体的なものですけれども、その中で実際、女性の方が、人権が守られていないと感じるのはどの部分だろうとこの優先順位をこちらのほうでも意識調査として把握するために、順位づけのためにまず三つまでというようなことにさせていただいています。

すべてがみんな○をつけると、差が出てこないということも変なものになりますし、もちろん女性の人権を守るということについて、すべてに関して力を入れていかなければだめだとは思いますが、具体的に問題になっているところは、さてどこなのだろうと。矛先を定

めるために、順位をつけるがための調査として、まず三つまでというような限定にはしてまいります。この辺、また具体的にご意見をいただきながら検討していただければと思います。選択するものすべてにおいて三つ以内というのは、前回もそうさせていただいたものですから、同じ形に調査をさせていただこうというような趣旨でございます。それによって、結果が出てくるのかなと思います。

(伊原委員)

今のご回答を踏まえまして、私としては上から順に三つというよりは、意識調査の問題であると思いますので、やはりどういう行動が人権侵害行為というように認識されているのかというアンケート、まさにこのアンケートの趣旨を考えるのであれば、すべてというようにすべきではないかというのが、まず最初に頭にあります。その中で、どうしても優先順位として意見を聞きたい、アンケートを取りたいということであれば、問7の設問の求め方です。あてはまる番号を三つ以内でという書き方ではなくて、より深刻だと考える順に三つ以内で○をつけてくださいという書き方などに直されてはいかがかなと思いました。

回答の中で、前回の意識調査でも同じ質問の形式だったのでということですが、比較の視点は大事かとは思いますが、よりふさわしい調査を目指して改善していくというのは、積極的に取り入れるべきだと思いますし、この段階で気づいたのであれば、この段階で訂正して、また次回も次々回もあるのしょうから、その段階で資料としてきちんと生きるように、今回、改めてもいいのではないかと思います。

(高橋委員)

今のことについて、私も三つ以内という質問項目をそろえるというのは、調査では仕方ないことだと思うのですが、伊原委員のおっしゃったように、深刻なものとか、自分として優先順位の高いものというものをつけないと、こういう一市民として、私は適当に上から三つしようかなとか、そういうことはいけないのですが、そういった回答もある場合も想定されます。みんな大事なのだからそうやってしまおうかなとか、そういう安易な回答を避ける意味でも、より深刻とか、優先順位の高いものという言葉がついていけば、ふと立ち止まって考えることになるのではないかと思います。

(相庭委員長)

よろしいでしょうか。僕も今、ぱっと見て、全部だろうと思っていたのですが、こういう場合の聞き方なのですが、一般的には、あなたは女性の人権を次のうち、守られている、人権侵害ではないというものはどれですかというように聞くほうが、はっきり、その意識だったら出るかもしれません。例えば、男は仕事、女は家庭、女だからといって固定的な、こういった聞き方をすると、なぜこんなことになるのか、そういう考え方は差別、人権侵害で

すかと聞いたときに、いや女は家庭、男は仕事だと思って、かなり変わったお考えをする人がいても、なかなか男女平等観というのはいっていないのだなということは分かるのです。ところが、この聞き方をしてしまうと、とらえようによっては、例えば、妊娠や出産、不妊などについて干渉されることは、○をつけなければ人権侵害ではないというような考え方なのです。十分に人権侵害なのだ。要するにセクハラなのだということが分かっているながらも、でもどうなのだろうというようになって、外してしまうと。そうすると、よくないような気がするのです。先ほど、伊原委員がおっしゃったようなことというのは、この中で最も悪質だったと。要するに人権侵害としては、明らかに悪質なのだ。要するに刑法で訴えられるぞというようなことなのだということまで入れるくらいの非常にひどい状態なのだというものを選んでもらうのか。少し意図が分かりにくいわけです。

この下もそうなのですけれども、実は、全部通してそうなのです、これから出てくるのもみんなそうなのですけれども、例えば、この中でどのようなことが必要だと思いますかというのも、なかなか聞きにくい、答えにくい問題なのです。だから、少し質問の仕方を変えたほうがいいのかと思います。これはなかなか難しく、例えば、弁護士さんもいらっしゃるのですが、女性が被害者となる犯罪の取り締まりを強化するというのは、具体的にどうということなのか。それから、例えば、セクハラの場合だと、今の現実問題として、男性が男性を襲う場合もあるわけです。だから、その選択肢なども入れると、少し聞くのにどうなのかなということがあるものですから、ただ、前回はこれでやって、今回はこれでいくのだとなると、その比較をするのだということになるのですけれども、少し分析が難しいかなという気はします。高橋先生及び伊原先生、両委員のご指摘を踏まえるとですけれども。少し重たい指摘が出たなと思って、直すには難しいかなと思っはいるのですが、私もそう思いました。その辺、いかがでしょうか。

(事務局：武者室長)

ありがとうございます。実は、私もあてはまるもの三つ以内というのは、何か聞き方が変だよなということは思っておりました。あくまでも前の意識調査と整合性を保ちながら、比較する関係は、例えば、人権の対策とか、啓発というものが進んでいるなとか、その辺、また力を入れなければならないみたいなことを出させていただくために、前の意識調査とほぼ同じようなものということでやっていきたいなということは、事務局としては持っております。ただ、この三つというのは、できたら、選択肢は三つまで。その表現の仕方というのが、やはりより深刻なものより三つ選んでくださいという記載がいいのか、優先度の高い順から三つ選んでくださいみたいな方向で記載したらいいのかなということ、今のところ考えているところでございます。全部入れるということになると、女性に対して、これもこれも、みんな

すべてというようなことになるので、その差が出てこない。矛先ということが出てこない可能性もあるものですから、周りと比較検討するために、三つというのは外さないようにして、優先度の高いものからということで、三つ記載してくださいということは、すべて聞き取りの中に、その言葉を選びながら入れていこうかと考えております。

(事務局：佐藤課長)

もう少しその辺で意見をお聞きできれば、文言をどう直していいかというところが、なかなか、もう少し議論を深めていただければと。

(田邊委員)

そうしたらあてはまる番号にということ削除してしまって、ただ単純に三つ以内で○をつけて。単純にという言葉は入れないで、どのようなことですか、三つ以内で○をつけてくださいのほうが、かえって分かりやすくなるのではないですか。すべてに通して。

(伊原委員)

お言葉ですが、田邊委員のご意見だと、ではほかの四つ目以降は人権侵害だと、あなたは思わないのですねという選択を消極的にしたのではないかと思うのです。

(田邊委員)

そこまで考えないで、私が市民で考えると、あてはまる番号というように固定されると、先ほど言われたようにあてはまるもの全部でいいのではないですかということになりますので、だから三つ以内でとどめておいたらどうかという思いです。

(伊原委員)

私は反対です。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。聞き方を百歩くらい譲って変えるとする、僕で変えられるとする、あなたが女性の人権が特に守られていないと感じる、あるいは考える事象はどれですかと。だから、守られていないことは前提なのだけれども、あなたは女性の人権が特に守られていない、あるいは特に侵害されていると考える事象はどれですか。そのように聞けば、答えが出なくはないだろうとは思いますが、それでもまだあるのですけれども、そのように聞くと、次の問8も変えなければならなくて、あなたは、女性の人権を守るためにという表現だと、全部入ってしまうのです。だから、さしあたりすぐに手が打てるものとはどれですかというような表現が全部正しいかどうかは別ですが、あなたは女性の人権を守るために、すぐに手を打たなければならぬと思われるものはどれですかというような文書にすれば、とりあえずそんなにくずさないで聞くことはできると。本当は、全部なのだけれども、もう人権侵害がひどいから、絶望的状态だから、一個でも手を打つのだということが分かればいいのだと思うのです。そう

すると、とりあえず全体を崩さなくていけるだろうと思います。

(室橋委員)

そもそも三つ選んでくださいというのは、実は、どこの市町村も1回目の調査の中に入っているのです。多分、国のほうが示した調査項目の例示みたいなものにしたがってやっているものだと思います。どこもこういうことが議論になっていまして、それぞれ、今、実は妙高市もやっているのですけれども、これではまずいねという話に、同じようになっています。全部あてはまると。答える側も、多分優先度で答えているはずだから、答える側の意向に添うためには、今、委員長が言われたような文言を補足することが必要なだろうと思います。

(田邊委員)

それこそ、補足することによって、随分違ってきますよね。

(事務局：佐藤課長)

そうすると優先順位を感じさせればいいわけですね。優先順位を求めているのだという設問ですよ。

(相庭委員長)

そういうことになりますよね。

(事務局：佐藤課長)

どうですか。この場でもう少し言葉をもんでもらうか、それともかなりいっぱいあるから、それでも一応。でも、けっこうみんな議論しなければだめですよ。けっこういっぱいありますよね。

(小林委員)

全部入っているのですよ。だから、私などは特にだけで全部統一されていいのではないかと思います。全部、特にでいいと思います。

(事務局：佐藤課長)

なるほど、1番はあなたが、「女性の人権が守られていない」と思われるのは、どのようなことですか。あてはまる番号に三つ以内で○をつけてください。次も、あなたは女性の人権を守るために、特にどのようなことが必要だと思いますかと。

(小林委員)

全部それであればOKかと。

(相庭委員長)

そうすると、この問題用紙が崩壊しないで、とりあえずこの会議でまとめることができます。そうでないと今の伊原委員と高橋委員のご指摘は核心を打っているのです。

(事務局：佐藤課長)

そうですね。

(相庭委員長)

メルトダウンが起きてしまいますので。

(事務局：佐藤課長)

では、問7と問8については、特にで、また次から順番に見ていただいて、ご議論いただいて先へ進めるということをお願いしたいと思います。

(相庭委員長)

つけ足すと、恐らく国のレベルで作った用紙というのは、少し古いのだろうと思います。それは、多分、妊娠、出産、不妊などについて干渉されることというのが、果たして性差別なのかどうかはまだ理解できなかった。分かる人は、もうこれは差別だと分かっているのだけれども、多くの人たちが理解できなかったから、この事象、この事象と聞く必要があったのだろうと思うのです。ところが、今も1番から8番まで、例えば、うちの学生に聞かれば、どれが性差別ですかという、100パーセント当たるわけです。そのくらい、いわゆる差別に関する知識が広がっているときに、古い型のもを持ってくると、昭和30年とか昭和40年くらいに聞いたのであれば、多分、意味があったのだろうと思います。ですので、古い機関車を動かさなければいけませんから、今のような。

(事務局：佐藤課長)

では、特にを入れて、優先順位をつける設問で。

(相庭委員長)

特にを入れることを徹底して、そうするといけるのではないかと思います。

それでは、まだ少しいくつか心配な部分があるのですが、先に進みます。5ページです、いかがでしょうか。子どもの人権に関する問題についてですが、問9がしつけでの体罰を消して、その次にインターネット上の書き込みを含むということを追加したらどうか。それから、校則などは取っ払えという話です。そして、問10がさせるという修正でどうでしょうか。

(伊原委員)

問9の9番、校則による規制などですが、再協議ということで、私は追加したほうがいいと思います。あくまで意識調査ですので、校則による規制が人権侵害に含まれないという考え方がいらっしゃるとすれば、その意見もアンケートとしてすくい上げるべきだと思うので、項目自体には入れるべきだと思います。入れることによって、同時に問10の7番に校則や規制を緩やかにするとありますので、そこも整合するのではないのでしょうか。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。これはまだ、意識調査として生きているのですよね。だから子どもの意

見表明権とか、そういうものはまだ理解される方はしているのですが、していない方はしていないものですから。だから校則などの規制というものが人権問題なのかどうか分からない方もいらっしゃるので、多分、こういう意見が出てくるのだらうと思います。だから、今、言われた伊原委員の意見には、私も基本的に賛成です。

それから、1問目なのですが、親・同居者のしつけでの体罰ということもいかがでしょうか。私は、入れているような気がするのですが、どうしてかということ、分からないわけです。体罰をなぜするかということ、やっている本人は体罰だと思わないのです。私も個人的にドメスティックバイオレンスの相談を受けるのですが、ある女性なのですが、顔に傷があったり、奥歯が折れたりしたことがあって、そういう相談を受けたときに、ビデオで撮っておいてほしいというアドバイスを出したのです。パートナーが帰ってきたときに、ビデオを回して、それで当然始まるわけです。それを本人に見せるのです。これは暴力だということに言うのですが、本人は暴力と言いません。愛情表現です。嫁に、よく分からないからしつけているのだというようになっているので、親とか、同居者が体罰をしていますかというように聞けば、それは人権侵害なのです。だけれども、しつけだというように聞くと、いや、しつけで叩いても、そんなもの体罰になるのかねという話になるのです。だから、聞くときに、親・同居者の体罰と聞けば、当然人権侵害です。だけれども、子どもが言うことを聞かなかったら、頭にきたから鉄のバットでぶっ飛ばしてしまったと。それは子どもにそんなことをやったらだめなのですよというように親に教えても、これはしつけですというようになるので、外さないほうが聞けるのではないかと思います。そこは、僕の考えなのですが、

(伊原委員)

私も今の委員長の意見に賛成です。子どもに対する暴力は、しつけという名目でふるわれている場合がほとんどで、実は私もそれ以外の事例というのは知らないぐらい。子どもに対して無意味な暴力をふるうというのではなくて、彼らの認識ではあくまでしつけなのです。ご飯をこぼしたからしつけのために殴る、静かにしないからしつけのために殴る、蹴る、そういう形でなされることが多いですので、しつけでのという言葉は、入れたほうがいいと思います。もし、しつけに限定されることを懸念されているのであれば、例えば、親・同居者の体罰(しつけを含む)とか、そういった内容にされてもいいのではないかと考えました。

(相庭委員長)

どちらでもいいですね。お願いします。

(高橋委員)

今のお話は、2番のところに、親・同居者の虐待とあるのですが、虐待のところ、たしか性的虐待とか、身体的な虐待といったものもあったので、しつけという項目を残したほ

うがいいと思うのです。下のところに体罰、普通の体罰も入ってくるのかなと思われるので、1番のところにあえて出すことで、意識をしつけと称するけれども、それは体罰に当たるよという意味で、残すほうがいいのではないかと考えています。

(事務局：佐藤課長)

そうするとしつけを残して、9番もそのままということで、皆さんよろしいでしょうか。

(相庭委員長)

と思いますけれども。

(事務局：佐藤課長)

あとはあなたの人権が特にですよね。ここもそういうことでいいのですよね。

(相庭委員長)

そうですね、特にですね。そうしないと全部○がついてしまいますから。そうすると問10も特に入ります。

(室橋委員)

9番の校則による規制などという、いろいろな子どもがいらっしゃるわけですが、かなり疎外感を与えるような校則というものがあるということを前提にされているのだと思いますけれども、簡単にいうと、などの置き方。多分、校則などによるということなのかと思ったのですが、校則だけではなくて、さまざまなルール自体、例えば、発達障がいの子も大人を含めてですけれども、いろいろ多様な行動を取っていくと。そういう中で校則ないし、いろいろ社会ルールが、必ずしも適正に働かない場合があるという問題意識なのだろうと思います。ですから、などという言葉が校則の後ろに持っていくのが正しいのかと思います。

(相庭委員長)

校則だけでなく、さまざまな規制ということですね。

(室橋委員)

多分、そういうことだと思います。同じような意味なのだと思います。学校の規則だけにこだわっているような表現になってしまっているものですから。

(相庭委員長)

などの位置をひっくり返せばいいということですね。いかがでしょうか。

(高橋委員)

ということは、問10の7にも関係してくるのではないですか。

(相庭委員長)

校則などですね。

では、などの位置を入れ替えるということによろしいでしょうか。

(室橋委員)

などを一つ入れてやればいいですね。校則や規則などを緩やかにするというように入れ替えれば、少し緩やかになってくるでしょうね。

(相庭委員長)

そうすると、20歳まで選挙権を与えられないというのは、子どもたちに対する政治的差別だと言っているのですよね。先進国は18歳で選挙権があるのに、日本は20歳です。子どもに対する政治参加の差別です。私などはそう見えています。

(事務局：佐藤課長)

問9の9番は、校則などによる規制という表現に改めると。

(相庭委員長)

そうですね、9番は校則などによる規制。そうすると問10の7との整合性がとれるのではないかという田邊委員のご意見でございます。

(事務局：佐藤課長)

問10の7は校則や規則などを緩やかにする。そういうことですよね。

(相庭委員長)

そういうことになります。そうすると完全に整合することになります。よろしいでしょうか。なかなかさまざまな人権問題についての例を想定しながら話しますので時間が。私は司会なものですから、よろしいでしょうか。またお気づきの点は蒸し返していただくということで、先に進めさせていただきたいと思います。子どもの人権は難しいです。児童買春とか、児童ポルノとかいろいろあるのですが、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、6ページ、高齢者の人権に関する質問でございます。これもまず分かっているところでございますが、ピンクのところ4か所、それから特にを入れると。問11も特に、問12も特にということを入れた。そこまで進んでいかがでしょうか。少し審議が必要なのは、救済策を福祉施策に変更してはどうかというご意見が出ております。表現は救済策のまま。ただし、表現を変更するということがいかがでしょうか。よろしいですか。

(室橋委員)

私は変更することに大賛成です。人権の問題は、あくまでも福祉の対象だけにこだわらせていたということに、実は大きな問題があったと思うのです。そういった意味では福祉にこだわらず、いわゆる救済策としてきちんと配置するという意味では、極めて当たり前だと思います。

(相庭委員長)

よろしいですか。大丈夫ですか。例えば、公務員が65歳で、能力にかかわらず退職させるということは差別だとかに入れなくていいですか。働ける人も、もう苦しいなと思う方も、一律

にぱんと切るとは差別だと言わなくてもよろしいですね。それならいいです。私は差別だと思いたいです。よろしいでしょうか。自分は養護、介護ホームに入りたいにもかかわらず、介護が受けられないというのは差別だというように言わなくてもよろしいでしょうか。家族の中で見てもらうのは嫌だということに関して、ホームがないから自分はいそこに入れないということに対する行政の態度はとかという意見はなきにしもあらずですけども、それはよろしいですか。では、先に進みましょう。すみません、差別問題をやっているものですから、自分はこだわるので申し訳ございません。

続きまして、7ページに移ります。障がい者の人権に関する問題のところでございます。あなたは、障がい（身体・知的・精神）ということで、障がいがあるということで14番まであります。いかがでしょうか。

（伊原委員）

文言の統一のお話です。問14の11、地域でのケア体制を充実するになっていきますけれども、前の問12だと充実させるになっていきますので、これはさせるがよろしいかと思えます。恐らく構成段階からチェックが入ると思うのですが。

（事務局：佐藤課長）

失礼しました。

（相庭委員長）

よろしいでしょうか。少しこだわりがあるのですけれども、障がい（身体・知的・精神）というのを追加したらどうかで、僕も基本的にはそれでいいと思うのですが、最後に精神障がいというのを入れる必要がありますか。

（吉田委員）

私的には入れたほうがいいです。3障がいと言いますし。

（相庭委員長）

そうですか、分かりました。それであれば、私はけっこうです。

（室橋委員）

入れる根拠をもう一回、申し訳ありませんが、確認させていただきます。

（相庭委員長）

一つは、なぜこだわるかということ、身体・知的・精神という、一応、医学的にはそのように分類されるわけですが、精神に障がいがあるところについて、厳密にどのように私たちが、社会的関係の中でとらえていくかという問題になると、かなり微妙な問題を含みます。どういうことかということ、私たち一人ひとりの精神というのは、基本的に基準がないのです、自由で。そのような人間が基本的人権を持って生まれている以上、その人間がある行為を出さない限り

において、私たちはどういったことを考えてもいいのです。だから、さまざまな精神活動というのは保証されているのです。それを外から見た行為において、自分たちの意志が、あるAという人物に伝わらないということを病理的に、要するにコミュニケーションが難しいということと、その人自身の持っている精神そのものは、この本質において障がいを持つというように判断する場合の基準というのは、かなり問題としてはあるだろうと。私はそう思っているのです。だから、障がいを持つ人が地域で生活するというのはいいのですけれども、わざわざ3種の障がいというものを明記するということについて、自信を持ってだめだということは、僕には自信がないのですけれども、少し差別の問題からすると引っかかるのも、正直あります。

(小林委員)

単純に手帳的な問題で言うと、精神手帳とか、そのように言われているので、そこまで深く考えなくてもよろしいのではないかと思うのです。ただそういうものを持っている人といえますか、知的障がいの施設に行っている人とかという人たちとのかかわりがある、そういう人たちに関して、そういう人権が守られていないかというように考える部分だけでは足りなくなる。それで十分ではないでしょうか。もう少し深く求めているものなのではないでしょうか。

(相庭委員長)

そうすると障がいのある人が、地域で生活する上でだけで十分通るのではないのでしょうか。

(小林委員)

それが一般的な方は、車イスとか、すぐそちらを思い出してしまうのです、身体的なほうだけで。けれども、実際の障がいというのは、そうではなくて、精神、知的のほうもたくさんいらっしゃって。

(相庭委員長)

なるほど、了解です。

(吉田委員)

これは私が3障がいというように言ったのですけれども、専門分野のところにいる方は、やはり障がいといって3障がい、精神も全部入ってくると思いますけれども、今、知的の方も、精神の方も在宅で生活されている方はいっぱいいらっしゃいます。病院を出ていっぱい出てきていらっしゃいます。そうしたときに、本当に前よりは、精神の方がすごくいっぱい在宅にいらっしゃいます。そうしたときに、これはとても3障がいを皆さん、一般の方がアンケートの際に感じていただいて、もう一回、この内容を考えていただくいい機会なのかなと思っています。

(室橋委員)

私は、必ずしも賛成ではないのです。確かに3障がいとおっしゃいますけれども、先ほど申

し上げた発達障がいの領域がかなり出てきたり、精神障がいにかかわるさまざまな法整備も今、議論されている状況の中で、あえて3障がいにこだわり、かつ3障がいを明記することの危険性などを感じるのです。言っている趣旨は分かるのですけれども、障がいの範囲というのは、もうすでに3障がいではなくなっているのです。そのところを見ていかなければいけないし、あえて限定して三つ並べることに、果たして意味があるのかどうかです。

(神林委員)

障がいのある方を外から見る見方ですと、どういう方たちがということを具体的に分かるには、この言葉が入っていたほうが分かりやすいとは思いますが。ただ、例えば、私の子どもが発達障がいであったというように考えたときに、この三つをこのように書かれると、重複しているのは知的なども入っているので、ある部分もあるのですが、この三つをばんと出されると自分は障がいがあるのだ。何かそれで差別されているのだと思われる方たちが、すべてこの中で納得できるのかなということが、少し気になりました。

(吉田委員)

これは、一般の方が、もしかしたら無作為にいったときに、関係の知的の方のところに行くかもしれないけれども、全くこういったことに関係のないところに住んでいらっしゃる、生活をしていらっしゃる方が見たときに、障がいとといったときに、車イスに乗っていたり、脳梗塞でというイメージでこれを書いたときと、ちゃんともしかしたら、となりに住んでいるひきこもりの精神なのかなど思っている方も、社会で生きていくときにはこういう不便さもあるのだなというようにイメージする。あくまでも関係者とか、当事者を見てということではなくて、一般の人たちがどのようにその人たちを社会に生きていくうえに不便と感じているのかなというのをイメージして、もう少し一般の方がイメージしやすい障がいということを出したほうがいいのではないかという趣旨なのです。当事者というよりはということです。普通、精神・知的障がいとなるのかもしれないけれども、一般の方は車イスと感じてしまうのかなと思うと、公園に出にくいとか、そのようにいっぱいになってしまうのではないかというイメージです。

(室橋委員)

私がなぜこだわるかと言いますと、回答する人が、自分の身近に障がいを持っている方をイメージして書くと思うのです。それが、中には隣のうちの息子が精神的に厳しい状況にあるから病院に通っていると。その結果、なかなか就職できなくて、社会から疎外されているという差別感を持っているというように書く方も中にはいると思います。それは、あくまでも市民が受ける側の印象であって、受ける側がどう判断することであって、障がいの範囲も、もうすでに3障がいというところから離れているし、精神障がいとといったときには、ものすごく差も出てきているものですから、あえて3障がいを羅列するのは、かえって危険ではないかという感

じがしないでもないものですから、少しこだわってみました。

(小林委員)

そうしたら、括弧に入れなくて、あなたは、さまざまな障がいのある人がというような言い方をすれば、イメージ的に。

(相庭委員長)

そのほうがいいです。差別の問題でいうと、実は精神障がいとか、精神薄弱というのは、差別用語ではないかと。精神が薄いなどと、精神が濃いのと薄いのと、まるで色をつけるわけではないですから、だからそういう考え方ですね。その考え方というのは、実はそのまま歴史的にひもといていくと、ナチスドイツの大虐殺をやっているのと非常によく似ている理論になるのです。だから、障がいを持っている、現実に今の社会ではなかなか平均的な人間たちと比べると行動のしにくい人たちをケアしている人たち、要するに福祉とか、援助している人たちは、確かにそのところをちゃんと見てほしいという声もあるのです。それは、百も承知で分かっているのです。百も承知で分かっているけれども、精神障がいとか、身体障がいとか、知的障がいとか、この知的障がいというのはなかなか議論が残っていて、そういうことを今度、社会で人間を分類していくための一つの基準に持っていくということが、果たして基本的人権を宣言した民主主義国家において正しい思考形態なのかとか、そういう議論があるのです。ですので、こだわりを持ったのです。正直なところかなり難しい問題です。

(小林委員)

単純に障がいとって、身体的なものだけをイメージされたら困るということだけなので、さまざまというところ。

(相庭委員長)

分かるのです。そうするとさまざまな障がいというところで、多分、落ち着くのではないですか。室橋さん、それでよろしいですか。あとはよろしいでしょうか。

(事務局：佐藤課長)

ここは、あなたは、さまざまな障がいのある人が、地域で生活する上で、ここに特にを入れてもいいですか。

(相庭委員長)

そうですね。

(事務局：佐藤課長)

特にどのような点で「障がい者の人権が守られていない」と思いますかという表現にということですね。

(相庭委員長)

そうですね。問 13、問 14 も特になが入るかと思ます。

(事務局：佐藤課長)

問 14 も特に。

(相庭委員長)

特にですね。これは全部ですね。では、よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、部落問題ということでございます。8 ページの問 15、問 16、問 17、問 18 ということです。どうでしょうか。

(室橋委員)

日本の社会にということに関してなのですけども、多分、自分の身近にということの意味のほうが、多分いいのだらうと思っているのです。ただ、新潟市内といっても、そんな簡単に出てくるわけでもありませんし、すぐ分かるわけでもありませんから、日本の社会にといつてぼやかすよりは、一例ですけども、身近にだとか、県内にだとかといった表現に置き換えたほうがいいのではないかと思っております。なぜかといいますと、前のほかの市町村のアンケートを見ますと、こういう形で出ていることは出ているのです。さらに突っ込んでいるところは、自分の地域にあることを知っていますかということで、さらに突っ込んでいるところも何か所かあるのです。そういう形でしないと、主体的に自分たちのかかわりの中でどう思っているかということがはっきりしないというような考えで、アンケートを作られていますので、その考え方のほうがいいのではないかと思っています。日本の社会にというよりは、身近にとか、県内にとか、県内のとかという、少し限定をつけたほうがいいのではないかと思っています。

(相庭委員長)

どうでしょうか。最初は、部落の差別が存在するかどうかを聞くという意図でございますので、それを室橋委員のご意見だと、日本にと言っているとする、新潟県は関係ないけれども、関西のほうにいたりとかという話になってしまうと。だから、新潟県内といつますか、それまでは難しければ、身近に同和地区の存在があることや、同和問題を知っていますかと聞いたかどうかという話でございます。

(伊原委員)

今の室橋委員のご指摘をどのように反映させるかによつて、恐らくこれはアンケートの結果が随分変わってくると思うのです。日本の社会にであれば、委員長がおっしゃつたように、新潟県にどこにあるかは知らないけれども、京都とか、関西のほうはなかなか根強いものがあるということは、知識として聞いたことがあるので、日本の社会であれば知っているに○をつけるでしょうし、県内に、あるいは身近にと言われるのであれば、知らないかなというようにつ

けるというように、かなり方向がばらけると思うのです。ですので、このアンケートが、どこまでを対象にしているのか、回答を想定するというと作為的なのもかもしれませんけれども、そういう面から日本の社会にを入れるかどうか、あるいは身近にという文言を入れるのかどうかの検討ではいかがかなと思いました。

(相庭委員長)

どうとらえたらいいでしょうか。事務局はどのようにお考えですか。

(事務局：武者室長)

前は日本の社会と同じですよ。そうすると減るかもしれないですね。

前の前の調査のときには、問 19 のところで、あなたは、仮に、日ごろ親しくつきあっていた人がというようなことで、それは本当にまさに身近なところで聞いているものなのですけれども、何となく日本の社会において同和問題について聞いたことがありますか。いつ知りましたかだとか、なぜ知りましたかというような設問が順に進んでいくものですから、何となく大きくくりの中で同和地区の存在や同和問題を知っていますかというような問いをまず投げかけて、だんだん細かくしていくということがいいのかなということは思っているところです。

(相庭委員長)

いかがでしょうか。

(伊原委員)

今の事務局のご回答を踏まえるならば、私は日本の社会にという広い文言を入れたほうがよいかと感じました。言葉尻のことなのですけれども、同和地区の存在があることという表現が、少し嫌だなと思いました。というのは、存在というものの自体にあるという意味が含まれていないので。

(相庭委員長)

日本語しては破綻していますよね。

(伊原委員)

例えば、同和地区が存在することや、問題を知っていますかというようになさってはいかがかなと提案です。

(室橋委員)

確かに一般的な意味での同和地区や被差別部落があることについて、最初に聞きながら、絞っていくという考え方は承知しているのですが、どこから始まるかということなのです。新潟県内にも大きな被差別部落地域が実際にあるわけで、その周辺に住む人たちも大勢、この新潟市には集まってきております。出身者も多分、大勢いるのだらうと思います。そういった意味では、あえて回答が少なくなることも想定しながらの、自分の県内ないし身近なところに

あるということをどれだけの方が承知しながら対応しているのかということは、この計画を作る上ではじわっという感じがしておりまして、一般的な同和教育が進んでいくことによって、今のところ、そういった地区があるということはどんどん勉強して、みんな分かることですが、さらに一歩進んで、自分の地元でということがどれだけ打ち出せるかということは、新潟市の計画を作るうえでの参考になるのではないかという気がするのです。少しこだわって見たのですけれども。

(相庭委員長)

なかなかこの問題も、委員長が分からなくて申し訳ないのですけれども、このアンケートの意図というのはよく分からない部分が正直ありまして、例えば、部落問題と自分の問題としてとらえているかどうか。部落問題というものを新潟市の問題としてとらえているかどうかと聞くのであれば、僕だったら、あなたは部落差別についてご存じですかと聞くのが一番ストレートですよね。何も同和地区と云ったら、被差別部落でも未指定地区は同和指定地区ではないのですか。だから、もうずばり聞くのがいいと。

それから、もう一つあるのは、なかなか難しいのですけれども、部落差別の理解の度合いを聞くのであれば、恐らく、あなたは新潟県において被差別部落が存在しているということを知っていますか。あなたは新潟県に被差別部落が存在すると思いますか、存在しないと思いますかと聞くのがはっきり分かるのです。なぜそういったことを聞かなければいけないかというと、部落差別という定義の問題なのです。例えば、大阪でいくと、ある地域では 1,000 件、2,000 件の単位、もっと大きい単位で、いわゆる行政用語でいえば同和地区もあるわけです。それをモデルにして、そういう地域の出身の人たちがさまざまな人権侵害を受けているのだということモデルにすると、新潟県の場合、地域分散型を取るわけです。ですから、ものすごく小さい地域で人数もちろん、室橋さんが言ったみたいに、ある地域は、かなり大きいところもあるのですけれども、実態とすると地域分散型なのです。言葉を選ぶのがなかなか難しいのですけれども、いわゆる歴史的にいうと、非人系部落なのか、えた系部落なのかということ違ってきます。そうすると、新潟県の場合だと、調べていないので分かりませんが、少し勉強したところによると、どちらかというとえた系ではなく、非人系部落が多いと言われているのです。だから、部落が小さいのです。ですので、その部落の差別の現状は知っているけれども、では被差別部落なのだと云われると違うというようになるのです。だから、部落問題を討論しているときに、部落差別の問題はどうですかという、新潟県の場合、そういう部落はないというのです。だけれども、あることで結婚であるとか、就職であるとか、あるいは友達づきあいで、友達づきあひしないような地域だということ、それは昔からそうなのです。文化なのですとかとなってしまうわけです。だから、なかなかとらえ方が難しく、どういふところを聞き

たいかによるのだと思うのです。

そうすると、日本の社会に同和地区の存在があることは知っていますかというように聞けば、先ほど、伊原委員が言ったように、みんな知っているよとなるわけです。そうすると、人権推進を頑張っているところは、よくやっているとほめられるわけです。ところが、聞き方を変え、新潟市、新潟県に区切って部落差別があると思いますかと聞くと、知らないとなると10分の1くらいになるわけです。これでは、人権推進をやっているのかとなるわけで、違いが出るわけです。

だから、どういうスタンスで市民意識調査について聞いているのかという部分が、だから委員長としてよく分からない部分があるなと思ったのはそこなのです。実は、これは全体の調査の根幹にかかわる部分で、この調査というのは、人権の意識を調査して、何をしたいのという話なのです。国家、行政からやれと言われていたから、新潟市もやって、どんな立派なことをやっているのだということ、とりあえずいいというようにするのか、本当に一人ひとりの生きていく人たちの立場に立って、市民の立場に立って、人権問題に取り組んでいくことによって、豊かな可能性ある市を作っていくのかということになるのだろうと思うのです。少し言葉にバイアスがかかりましたけれども、決して新潟市だけが言うつもりありませんから。一生懸命やっているのですけれども、だからそう考えると、どういうスタンスでこのアンケートをとるかということなんだろうなということだと思います。だから、そういう聞き方になってくると考えています。

例えば、ご苦労された部分だなと思うのです。だけれども、先ほど伊原委員も言いましたけれども、日本語として破綻しているような聞き方なので、もう少し聞いていったらどうか。僕などの場合は、日本の社会にというのは取ってしまっていて、同和地区が被差別部落の存在などやめて、あなたは同和地区の存在や部落問題を知っていますかということではぽんと聞くということでも、もう少し違った答えになってくるだろうと。新潟県内において同和地区の存在や、同和問題があることを知っていますかと聞くと、また違って来るわけです。

(伊原委員)

もしであれば、アンケートの項目を一つ追加するということはできないでしょうか。問 15 で日本の社会にという項目を維持して、問 16 になるでしょうか、続ける形で、では身近に同和問題があることを知っていますかと。

(相庭委員長)

そうすると、先ほど言ったような話は通りますよね。室橋さん、どうですか。

(室橋委員)

それも一つの方法だと思います。

(事務局：佐藤課長)

どういものでしょうか。設問が増えますね。設問は、結局、39。

(伊原委員)

そのくらいの設問を増やしても、紙の量は変わらないのかと思います。

(相庭委員長)

実は、その問題を入れるかどうかで、日本の社会とって、伊原委員が言ったように問題を入れるかどうかで、問 18 に関する答えが違ってくるのです。つまり新潟県にないと思うから、リアリティがないですから、どうでも書けるのです。ところが新潟県にあるということは、自分の就職、結婚に対するリアリティが出てきますから、だから問 18 以降の答えがまた変わってくるのです。

(室橋委員)

具体的な施策についても、変わってきます。例えば、県内、市内のフィールドワークということも十分考えられますから、それに基づく施策を展望したときには、一回、絞らなければいけないのかと思います。

(事務局：武者室長)

何かあわせられないでしょうか。

(相庭委員長)

基本的に差別の問題のアンケートを作るときは動かさないほうが、ストレートに聞いていったほうがすごくいいと思いますので、伊原さんがおっしゃったみたいに、1 問残すのが一番いいですね。

(神林委員)

私もそう思います。質問項目をあまりにとらえ方を前回と変えていくと、比較対象できないという問題が事務局にあると思うのです。でも、意味のない調査というものもあるので、やはりつけ加えて、そこも取るというほうが現実的です。比較はできないのだけれども、今、新潟市の皆さんの意識として、どの程度かとは取れますよね。

(事務局：佐藤課長)

一つは全体、日本社会。

(神林委員)

そうですね。比較検討する場合。

(事務局：佐藤課長)

委員長がおっしゃったように、日本社会に同和地区の存在や同和問題があることを知っていますかみたいな感じになって、次には、設問を一つ追加して、身近にというような。

(相庭委員長)

そうです、先ほど伊原委員が言ったとおりです。

(事務局：佐藤課長)

そうすると前回との整合も、一応、前回は多分、あなたは同和地区の存在を、同和問題を知っていますかだから、日本の社会にとほほ同じような感じになるような気がします。

(相庭委員長)

それは混在していると思います。それは混在しているから、みんなイエスになって、よくやっているとありますけれども、そういう話なのです。

(事務局：佐藤課長)

とりあえず、いいですかね。あとどこに影響が出てくるかは、その人が問 15 で知っているを追加したところに加えればいいでしょうか。

(事務局：武者室長)

身近にというようなところの頭に入れて、知っているのところをずっとあとを答えていく。知らないは問 20 に飛ばす。

(事務局：佐藤課長)

とりあえずそういうことで。

(事務局：武者室長)

日本の社会にということと、身近にということと二つ聞いて、次へ飛ばすというほうがいいですね。

(相庭委員長)

そうするとこの形全体が崩れないですね。

それでは、9 ページです。5 時までという話なのですけれども、打ち切りますので、皆さん、ご協力をお願いします。

それでは、9 ページですがいかがでしょうか。今度は、特に入っていませんけれども、女性問題とか、と言うことは同和問題については、前回、もんだということですね。性差別の問題は、そもまなかったからすべっていったのでしょうか。これは余計なことですが。

(事務局：佐藤課長)

問 21 は特にいりますね。

(相庭委員長)

問 21 は特にを入れてください。

よろしいでしょうか。先に進みます。

そうしたら、次に、外国籍住民の人権に関する問題です。10 ページの 9 です。6 と 7 は 9 に

含まれるのではないかということですが、追加するということになりました。あとは動いていませんが、いかがでしょうか。これも問 22、問 23 のところに特にを入れていただくということです。よろしいでしょうか。問 22 の選択肢なのですが、1 から 9 までの順番が少し、例えば、じろじろ見たり、避けたりするということと、住宅への入居が困難なことというのは、重みが違ってきますよね。普通、一般的に重いものから順に並べているのかなと思ったのですが、別に全部出ているので、ランダムならそれはそれでいいのですが、何か少し順番が思いのまま並べたかなという感じを受けるのです。

(伊原委員)

今の委員長の意見に触発されてなのですがけれども、問 22 と問 13、障がい者の人権に関する問題のところ、割と回答項目で似た部分があるので、障がい者の人権のほうの並べ方は、特に問題があると思わなかったのも、そちらに準拠するような形で、完全に一致はしないのですが、順序を並べ替えられてはいかがかなと思います。

(相庭委員長)

少しランダムな感じがしたものですから、すみません。あまり大きな問題ではありません。

(事務局：佐藤課長)

これはまた少し考えてみますか。

(相庭委員長)

よろしいでしょうか。ほかにありませんでしょうか。議事進行ご協力ありがとうございます。

それでは、続きまして、11 ページです。H I V についていかがでしょうか。これも特にを入れるということ、問 25 の 1、させるという言葉が変わってございます。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

続きまして、12 ページでホームレス、水俣病と続きますが、ホームレスの部分は全面カットでしたか。それから、水俣病については、次のページの間 29 ですが、いかがでしょうか。水俣病も特にが入るわけですね。問 28 を特にを入れるということです。それから、問 29 も特にを入れるということです。

(伊原委員)

先ほど、問の順序に関することと、また同じなのですが、問 28 と問 24 は似ていますね。やはり問 24 はこの順番でいいと思うのですが、問 28 は結婚が一番先頭に来るということは、何か少し違和感といいますか、順番として問 24 に準拠して並べ替えていいと思いますが。

(相庭委員長)

同じ項目ですからね。

(伊原委員)

そうですね、ほとんど似ています。

(相庭委員長)

よろしいでしょうか。問 29 も特にと入れて、これもよろしいですか。

続きまして、11 番、問 30、インターネットをめぐる人権問題についてということで、コンピュータやスマートフォン、携帯電話でをいれると。それから、子ども同士のをいれるということで追加することになっていますが、よろしいでしょうか。いかがでしょう。

(伊原委員)

問 30 の冒頭です。言葉尻の問題なのですがすけれども、コンピュータやスマートフォン、携帯電話でのインターネットに関するというのは、何か少し違和感があるのです。インターネットって、別にデバイスに影響されるものではないと思いますし、あえてここをそのまま生かすのであれば、コンピュータやスマートフォン、携帯電話でのインターネット利用に関することでは。

(神林委員)

ありがとうございます。私も、これは同列にはできないものと思っていたのです。ただ、なかなかいい文書が思い浮かばなくて、そのとおりです。

(相庭委員長)

神林委員からもそのようなご指摘がございましたので、そうするとインターネット利用。

(伊原委員)

利用ってどうでしょうか。

(相庭委員長)

インターネット利用に関するを入れますか。インターネット利用に関するですね。ほかにいかがでしょうか。大丈夫ですか。

(室橋委員)

私はあまり詳しくないので、最近のラインだとか、いろいろなツールが使われているのですが、そうした実際に使われている言葉を入れなくてもいいのかと思ってまして、どういったものでしょうか。どういう入れ方がふさわしいのか分からないのですけれども。

(神林委員)

そういう言葉も頭に浮かんだのです。ただ、入れ始めるとどこまで入れたらいいのかということがあるので。

(渡辺委員)

インターネット利用で網羅されますよね。ですので、きりがいいのかなということはありません。

(伊原委員)

例えば、恐らくSNSとか、あのサービスがインターネットに属さないものだと考えている方は、多分、そういらっしやらないと思うので、もうインターネット利用で網羅的に表現していいかと思います。

(相庭委員長)

その他はいっぱい出てきますよね。インターネット空間で、極端に言えば生活環境ですから、私たちの日常のフェイストゥフェイスの関係が、そのままで電子媒体の空間にワープしただけの話ですから、そうするとそこでまた行われる事象というのはさまざまなわけですね。細かく言えば、例えば、ラインを親が見る、子どもの携帯電話を親が見る。それから、先生たちが、携帯電話の使用についてやってはいけないという。それは、当然、子どもたちの発達段階の中で習得しなければいけない事実です。それを規制するというのは果たしていいのかどうかとか、それは出てくるわけです。だけれども、それはまだ、この調査だと、その他の部分で出ればいいのかと思います。

それでは、続きまして、同じように問31にも特にを入れてもらって、させるという言葉が入ります。よろしいですか。

続きまして、12番の人権に関する啓発活動等についてお尋ねしますということでございますが、いかがでしょうか。これも15ページの間34までなのですが、いかがでしょうか。問32、問33、問34です。これは、特にはいりませんよね。

(伊原委員)

特にはいらないかと思うのですけれども、三つに限定するのもあれかなと思うので、主に何から得ましたか。主なもの三つ以内に○をつけてくださいですとか、特にというよりは、主にという表現が適切かなと思いました。

(相庭委員長)

そうすると、どこが一番効果的な活動なのか、どこに頑張ってもらったか、弁護士会が低かったりして。

(伊原委員)

一生懸命、予算をかけているのですけれども。

(事務局：佐藤課長)

情報を主にのほうがいいのか、情報を主に何から得ましたかがいいのでしょうか。

(伊原委員)

情報を何から得ましたか、主なものに三つ以内で○をつけてくださいとかはいかがですか。

(事務局：佐藤課長)

主なもの三つ以内に。

(伊原委員)

あてはまる番号にを削除して、主なもの。

(事務局：佐藤課長)

主なものを三つ以内で○をつけてくださいと。

(相庭委員長)

問 33 はどうでしょうか。これは一つで大丈夫ですか。

(伊原委員)

はい。

(相庭委員長)

続きまして、問 34 ですが。

(伊原委員)

これも特にでしょうね。

(相庭委員長)

そうですね、特にがいますね。

(伊原委員)

今後、どのような取組が特に必要だと思いますか。

(相庭委員長)

そこまででよろしいですか。

そうしたら、続きまして、自由意見ということでございます。13 の自由意見のところ、自由にお書きくださいというところですが、設問数等の都合によりから、こちらにご記入ください、そのまま文書に載るわけですね。ですから、そのホームレスのところとインターネットうんぬん等のところも削除したらどうかとか、入れたらどうかということがございますよね。福島についての設問は設けなかったということでございます。

(室橋委員)

福島に対する差別ということを私のほうで発言させていただいたものですから、必ずしもここに書いてある内容という認識には至っておりません。学校でこの手の問題が、過去に起きていることは、私も聞いておりますし、いろいろなこともあることも全国的にも報道されています。そういった意味では、設問するかどうかは別として、この言葉がどこにも出てこないということだけは避けたほうがいいのではないかと考えています。強いて言えば、自由意見のところ例示として挙げる形で入れるということも可能だと思っておりますので、一切なくなるということだけは、絶対に避ける必要があると思います。

(相庭委員長)

そうすると、設問数等の都合によりの文書の中で、福島に関しても、福島に対する差別等まで入れるということではいかがでしょうか。私も、ここは別に入っても問題ないのではないかと思います。

(事務局：佐藤課長)

そこに入れますかね。では、そうさせていただきます。

(相庭委員長)

もう一つは、本市ではから始まって、ないという認識については、これは少しこういうことはあまり残さないほうがよろしいのではないかと思います。部落問題の経験からいいますと、どこの県とは申し上げませんが、ないと言いつけて、大変ご苦労された方もございますので、女性差別の問題もそうでございますし、ハンセン病とか、ホモセクシャルズの問題もそうでございます。大抵、人権問題というのは、あるにもかかわらずないないと言って、最後はありますとなっているのが人権問題の流れなので、それについてはいかがでしょうか。

(事務局：武者室長)

ありがとうございます。

(相庭委員長)

では、続きまして、14ですが、ここはお住まいを聞くということでございます。ここはいかがでしょうか。別に何も問題ないですよ。落ちている地域はありますか、大丈夫ですよ。ありませんよね、全部入っていますよね。よろしいですか。

(室橋委員)

一つだけ分からなかったのですが、15ページの職業差別や公正採用問題など労働問題にかかわる人権侵害というところにマーカーがついていて、国の項目に設けていないことから、13さまざまな意見を求めるということですが、これはこの中に残るのですよね。確認です。ありがとうございました。

(相庭委員長)

いいですか。残るということですね。

(事務局：加藤)

はい。

(相庭委員長)

では、あといかがでしょうか。現在のご職業。細かいことなのですが、このままでもいいのですが、こだわるところだと家事専業と無職はどう違うのですか。気にしなくても、性差別の問題というのは、極めてそういうところにこだわりを持ちます、大変申し訳ないのです

が。それから、パート、アルバイト、フリーターというときに、アルバイトとフリーターというのはどう違うのか。なかなかこの辺のところは難しい区別があるのです。自己認識なので書いた人が答えるから、だからこれでいいと思うのですけれども、少し気になっているわけです。細かいことをこだわると、そういうところにこだわりがいきます。申し訳ありません。それでは、16 ページはよろしいでしょうか。

(室橋委員)

6 番目のところの事務職とかそういうところに入れてどうなのか、正規ということを入れると、きつとはっきりするのでしょうか。

(相庭委員長)

そうなのです。非正規、正規がありますので。

(室橋委員)

非正規雇用がものすごく増えているものですから、こういう項目があってもおかしくないのですけれども、それを際立たせる必要があるとすれば、そこなのでしょうね。ひと言入れるとはっきりするのでしょうかけれども、そこまでしていいのかどうかがありますね。

(相庭委員長)

そういうことですね。だから大体、自己認識なのでどの程度の見方です。ほかにかがでしようか。

それでは、いよいよ最後のページになりました。17 ページでございますが、いかがでしょうか。

(田邊委員)

問 39 の改行のところ、1 かかわりを持っている、もしくは持ったことがあるとありますけれども、1 かかわりを持っている、2 持ったことがある、そして3 ないというような感じでどうでしょうか。持っているということと、持ったことがあるということと。

(相庭委員長)

そのとおりだと思います。

(小林委員)

スペースの都合上ありますが、希望的には個別に高齢者、子どもとか、障がい者、外国人国籍とか入れたほうが、データのいいのかなと思います。そういう意図を持って書いたのですが、ただそういうものにかかわった人は、見るとよくそういう人たちが抱えている人権侵害のイメージというのがよりよく分かるのではないかと思ったのです。これだけだと、どの人とかかわったか分からないので。

(事務局：佐藤課長)

そのとおりにしたほうがいいと思いますね。

(相庭委員長)

そうするとよく分かりますね。もっとはっきり言って、なぜこんなことを聞くのだと。

(事務局：佐藤課長)

こんな感じです。

(事務局：武者室長)

横に1、2、3の子ども、高齢者、障がい者、あとは外国人とおっしゃいましたか。

(小林委員)

項目に入っているものを列挙していただければいいのではないかと。

(事務局：武者室長)

この設問のところに入っているものすべて。

(小林委員)

そうなのです。

(相庭委員長)

これはなどというのが出ているので、例えば、女性が入るとかかわりを持っていない人がいなくなるので。

(小林委員)

女性は性別で分かるので、だからいらないなと思ったのですけれども。

(相庭委員長)

などとなってしまうと。

(小林委員)

ただ、それは個別に全部入れてほしかった。言葉尻で本当は全部入れてほしかったのです。すみません、私の表現の仕方が悪かったので。

(事務局：佐藤課長)

子ども、高齢者、障がい者、外国人は。

(小林委員)

設問のところにてらされていると、より特化して分かるかと思ったのです。

(伊原委員)

今のご意見に関連してなのですけれども、恐らく事務局は問4の表を見て、この形でまとめればいいのかと、恐らくお考えになったと思うのですけれども、この表であれば、確かに誰からのところに高齢者だとか、障がい者だとか、いろいろな立場の方々も含めますので、そんなに少ない項目に限定する必要もないかと思っておりますので、挙がった項目を全部書いてもいいの

かと思います。

(事務局：佐藤課長)

このとおりにして、うちが設定している分け方を全部入れてしまえばいいわけですね。それで、縦は1、2、3になればいいのですね。

(相庭委員長)

そうすると小林委員が意図しているとおりに反映しますよね。そう思います。

(事務局：佐藤課長)

それで1、2、3だけになればいいのですね。分かりました。

(事務局：武者室長)

具体的に、子ども、高齢者、障がい者、同和問題みたいなものが入らなくて、対象ということですので、外国人、感染者は。

(事務局：佐藤課長)

どこまで入れるかということがなかなか。

(小林委員)

同和問題などは、聞いているので。

(事務局：武者室長)

ここで聞いているから、あとは対象者というくくりの中で、子ども、高齢者、障がい者、外国人。

(事務局：佐藤課長)

H I V、水俣病、そこまでくらいでしょうか。

なかなかこの範ちゅうはどこまで入れるか。

(小林委員)

具体的には、人に対してだけでいいと思うのです。

(事務局：佐藤課長)

そうすると子ども、高齢者、障がい者、外国人国籍までは、障がい者、外国人国籍までだけで、外国籍住人。

(室橋委員)

こういうことですか。例えば、外国籍住人の方のお世話をしているとか、ここでいろいろな取組にかかわっているとか、いろいろなものが入ると思います。いろいろなかかわり方があって、被差別部落の場合ですと、部落系などは組織されている場合もありまして、そういった場合、かかわりを持っている人も中にはいるわけですね。私も水俣病共闘会議を10年間やっていたけれども、そういったものも入るのでしょね。聞かれば入ることになるのです。

ようか。

(小林委員)

本人の意識ですよ。今、かかわっているか、かかわったときがあるか。全くないという人とは、とらえているイメージが全然違うと思うので。

(室橋委員)

全部入るかと思ったのですけれども、除く必要がないと思ったものですから。

(小林委員)

全部入っていいと思います。

(事務局：佐藤課長)

自由記載にするしかないと思いますね。

(伊原委員)

私は、これは特に悩むこともなく、全部書けばいいのかと思っているのですけれども、事務局で何か問題意識など、悩まれているところがあるのであれば、出していただきたいと思いません。

(事務局：佐藤課長)

全部と言いますと。

(小林委員)

女性から、子どもから、しっぽは新潟水俣病。

(事務局：佐藤課長)

全部ですか。

(小林委員)

書けばよろしいかと思うのですけれども、何か引っかかるところはございますか。

(吉田委員)

自由意見に出てくる方たちのところも入ってくるのですか。

(伊原委員)

そこはその他にすればいいです。

(吉田委員)

その他にして書いていくということですね。

(伊原委員)

そうですね。その他ですよ。

問4と同じように上記に当てはまるものがない場合。

(吉田委員)

それこそ羅列して、特にではなくて、該当に全部○をつけてくれと。今、出てきた項目のところ全部。

(伊原委員)

それは、問4のような形で○をつけてもらえばいいですね。

(事務局：佐藤課長)

そうするとインターネットのところはいいのですね。

(小林委員)

インターネットはいらないです。

(事務局：佐藤課長)

では、個別に聞いていますけれども、同和問題のところについては、特に記載する必要はないですか。

(小林委員)

いや、同和問題は書くべきでしょう。

(事務局：佐藤課長)

そうすると、表現としては。

(小林委員)

同和問題と書けばいいと思います。

(事務局：佐藤課長)

同和問題と書けばいいのですか。

(伊原委員)

そう思いますよ。

(事務局：佐藤課長)

人という頭があったので、同和問題、なるほど。

(相庭委員長)

何かすっきりしますね。

(事務局：佐藤課長)

同和問題とかと、なるほど。

(伊原委員)

ここの場面は、表にたんと○つける場面でしょうから、単語でいいと思いますので。

(事務局：佐藤課長)

分かりました。大体そうですね。

(室橋委員)

インターネットはいらないのですか。例えば、インターネットだって、インターネット対策で、学校の相談を受けたりとか。

(事務局：佐藤課長)

そうすると、それも入れればいいのですね。インターネット問題。インターネット問題と入れればいいのですね。では、5番の項目は全部入れればいいのですね。

(相庭委員長)

全部入れて印をつけてもらえれば、非常に分かりやすい話です。

(事務局：佐藤課長)

すみません、最後は何々者というイメージがあったものすみません、問題にすればいいわけですね。そういうことですね。分かりました。

(相庭委員長)

よろしいですかね。

それと、ご協力大変ありがとうございましたの文書と、それからこの票は、混合率100パーセント再生紙を利用しているという部分まで入れて終わりです。

以上です。どうもご協力ありがとうございました。でも、もうすでに5分経過しています。すみません、全体を通して、何かありませんよね。大丈夫ですね。皆さん、言い残したことがなければ、終わります。どうもありがとうございました。予定の時間を過ぎてしまいましたが、皆様のご協力のもと、最後まで終えることができました。

以上で、僕の役割はここまでということで、事務局にお返しします。

(司会：武者室長)

どうも、さまざまなご意見ありがとうございました。また、具体的な文案まで考えていただきまして、大変どうもありがとうございました。まんま使わせていただこうと思っております。またこれはひとつ整理いたしまして、先生方のほうに郵送等で確認させていただきたいと思えます。事務局として、こういった形でやらせていただきますというようなことをまず見ていただくということ、それから入札行為になりますけれども、意識調査について、その段取りをさせていただいて、おおむね2月ごろに、またこの会をもう一度、設けようかなということを想定しております。その意識調査の進捗によりまして、少しずれるかもしれませんが、今度また皆様方の日程調整なども図りながら、メールとか、郵便等で調整させていただきながら、また日程調整をさせていただきたいと思えますので、その折にはよろしく願います。どうもありがとうございました。

(相庭委員長)

では、以上で、審議内容はすべて終了します。今日は、どうもありがとうございました。